

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年8月16日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例に関わる県の職員は、何故 の行為を啓発してこなかったのか、正当な理由を示す文書」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

平成19年8月29日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書は作成又は取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年9月19日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成19年10月19日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

情報公開条例は、「県民の知る権利」「県政の説明責任」が記載されている。開示請求したが、説明責任が果たされていない。

憲法第15条全ての公務員は、全体の奉仕者で一部の奉仕者でない。組織がらみで隠ぺいを行った職員は、職を辞してもらいたい。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第5条で、地方公共団体は国との連携を図りつつ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し及び実施する責務を有する。

奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例の第2条には、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民の相互の理解を深める、とある。

これらの法律や条例に違反したものは、地方公務員法第29条に該当し懲戒処分の対象となる。

の行う確認会・糾弾会によって被害者が出ないようにすべきである。被害の拡大を防止するために法務省からの通知が出されている。

給料をもらっている県の職員は国の言っていることを教えるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

異議申立人は、本件開示請求の中で、 の確認会・糾弾会の行為に対して「憲法で保障されている公正に判断を受ける権利の侵害を繰り返してきた。」とし、このことの県民への啓発を求めている。

しかし、個別の事件が人権侵害にあたるかどうかの判断は、本来、司法機関や法務局等の人権擁護機関によってなされるものであり、県は、 の確認会・糾弾会のような個別の民間団体の行為に対して、権利の侵害にあたるかどうかを判断する立場ではないと認識している。

異議申立人は、県が啓発を行う根拠として、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）の存在をあげているが、この条例は、前文で記載されているように、人権尊重に関わる理念を明らかにするとともに、人権が尊重される自由で平等な社会の実現に向けて、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けてたゆまぬ努力を行うことが必要であると宣言したもので、第2条では、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、啓発に係る施策の実施に努めることが県の責務と規定されている。このように、この条例でいう県の啓発とは、人権が等しく尊重される社会の実現のために人権尊重に関する県民相互の理解を深めることであって、異議申立人の主張するような個別の事案について啓発を行うことではないと

考える。

また、異議申立人は、県が啓発する根拠として、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の存在もあげているが、この法律において「人権啓発」とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義されているように、この法律でいう地方公共団体の責務としての啓発とは、県の条例の趣旨と同じように、県民に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的とする普遍的、一般的な啓発であって、個別具体の事案についての啓発を行うことではないと考える。

以上のことから、県には異議申立人が主張する「が行う確認会・糾弾会は人権を侵害している」というような啓発を行う権限も義務もないことから、本件開示請求に対応する行政文書は、作成又は取得をしていないため、不存在である。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例に関わる県の職員は、何故の行為を啓発してこなかったのか、正当な理由を示す文書」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、人権尊重の理念を普及させるといった一般的な啓発という県の責務を規定したものであって、異議申立人が主張するような責務まで規定したものではない。

そうすると、異議申立人が求めている「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例に関わる県の職員は、何故 の行為を啓発してこなかったのか、正当な理由を示す文書」の作成又は取得をしていないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、当該文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

3 異議申立人の主張について

この条例に定める開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、この開示請求権とは、開示請求者があるがままの形で行政文書を開示することを求める権利である。

また、当審査会は、実施機関が行った不開示等の決定に対して、行政不服審査法による不服申立てがあったときに当該実施機関から諮問を受けて審査する機関であり、審査する対象は行政文書である。

しかるに、異議申立人が開示請求以外に種々主張することは、いずれも行政に対する要望や苦情であり、これらは当審査会が審査する対象ではなく、また上記判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年10月19日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年11月30日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年12月10日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成20年 4月 9日 (第125回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 異議申立人から意見を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成20年 5月14日 (第126回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 5月28日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学名誉教授	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授(臨床心理学)	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授(憲法)	会 長 代 理